

## 日本人学校教育協会定款（日本側）

### 名称－所在地－目的

**第1条** ローマ日本人会が設置したこの団体は、「日本人学校教育協会」（以下「協会」）と称し、傘下にローマ日本人学校、ローマ日本語補習授業校、ローマ日本人幼稚園（以下2校1園）を置く。

**第2条** 協会の所在地は、ローマ日本人学校とする。

**第3条** 協会の目的は、傘下の2校1園の幼児・児童・生徒の教育である。

### 資金の調達

**第4条** 協会の目的を達成するため、2校1園は各自又は合同で以下の資金を調達する。

- (1) 2校1園の保護者から支払われる入学金、授業料
- (2) 2校1園の保護者からの寄付
- (3) 上記(2)以外からの寄付
- (4) 企業会員から支払われる入会金、会費
- (5) 企業、その他団体からの寄付
- (6) 日本政府補助金
- (7) 催物の収益

**第5条** 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

### 会員

#### 第6条

- (1) 2校1園の保護者及び教職員
- (2) 日本人学校に児童生徒を通学させている日本企業
- (3) 日本人学校に児童生徒を通学させていないが、日本人学校の支援に賛同される企業
- (4) 2校1園の各運営委員会が認める者

### 運営機関

**第7条** 協会は、総会、会長、学校運営理事会により運営される。

#### 総会

**第8条** 総会は、全ての会員で構成され、定例総会と臨時総会に分けられる。

**第9条** 会員は、総会開催の15日以前に、議題を掲げた通知により、会長から招集される。

**第10条** 総会は、会長又は学校運営理事会の要請に基づき開催される。また、年に1回は決算、予算、指針、理事等を承認するために開催される。会の成立要件は、会員の過半数の出席が必要であり、承認は出席者の過半数を必要とする。

### 学校運営理事会

**第11条** 学校運営理事会については、学校運営理事会規則に則る。

この定款は、2015年3月3日から施行する。